

## **6 生活環境の整備**

## 6 生活環境の整備

事業名	特定地区公園(カントリーパーク)事業(S55～)		
事業内容	<p>都市計画区域外の農山漁村地域における生活環境を改善するため、都市公園における地区公園相当規模の公園の整備を行う。</p> <p>1 対象事業 町村が行う特定地区公園の整備</p> <p>2 補助内容 用地費:補助基本額の1/3 施設費:補助基本額の1/2</p>		
助成等の要件	<p>1 その行政区域に都市計画区域の指定がなく、かつ将来においても指定が予測されないこと。</p> <p>2 定住圏又は地方生活圏(二次生活圏を含む)の中心都市から概ね10km以上離れていること。</p> <p>3 定住圏又は地方生活圏の中心都市における都市公園の整備が全国の整備水準に達していないこと。</p> <p>4 人口規模が原則として、5,000人以上であること。ただし、人口10,000人未満の村に設置される公園にあつては、二以上の町村の利用が見込まれること。</p> <p>5 標準規模が4ha(都市公園における地区公園相当)であること。</p>		
助成対象	市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省都市局公園緑地・景観課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課公園緑地係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3680
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	都市公園事業(S47～)		
事業内容	<p>都市公園の整備を行うことにより、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現を図る。</p> <p>1 対象事業 都市計画施設である公園又は緑地及び都市計画区域内において設置する公園又は緑地</p> <p>2 補助内容 用地費:補助基本額の1/3 施設費:補助基本額の1/2</p>		
助成等の要件	<p>1 総事業費が1箇所当たり2.5億円以上であること。</p> <p>2 面積規模が2ha以上の都市公園であること。ただし以下については2ha未満でも採択可。 ・防災公園 ・都市緑地公園 ・住宅宅地関連公共施設整備及び面的整備事業における公共施設管理者負担金にかかる都市公園 ・低炭素まちづくり公園</p> <p>3 一の市町村の区域内における公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡未満(DID地域内における公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が5㎡未満)</p> <p>4 以下の都市公園の整備であること。 国家的事業関連公園、大規模公園、防災公園、自然再生緑地</p>		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省都市局公園緑地・景観課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課公園緑地係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3676
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	公園施設長寿命化計画策定調査(H21～)		
事業内容	<p>都市公園における公園施設について、安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、予防保全的管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築等に係る取組を推進し、もって公園施設の更新需要への効果的・効率的な対応を通じたストックの有効利用を図る。</p> <p>1 対象事業 公園管理者が管理する公園施設のうち、建物又は工作物(附属設備や舗装等を含む)を対象とする。</p> <p>2 補助内容 施設費:補助基本額の1/2</p>		
助成等の要件	1 R1～R5までの措置		
助成対象	都道府県, 市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省都市局公園緑地・景観課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	土木部都市計画課公園緑地係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3680
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	公園施設長寿命化対策支援事業(H26～)		
事業内容	<p>公園長寿命化計画に基づき適切に維持管理されている公園施設の改築を実施し、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減を図る。</p> <p>1 対象事業 公園管理者が管理する公園施設のうち、建物又は工作物(附属設備や舗装等を含む)を対象とする。</p> <p>2 補助内容 施設費:補助基本額の1/2</p>		
助成等の要件	<p>1 健全度調査等で改善が必要と判断されたもので、地方公共団体が策定する「公園施設長寿命化計画」に基づき適切に維持管理されている施設の改築</p> <p>2 事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円×計画年数以上であるもの</p> <p>3 原則として面積2ha以上の都市公園における施設の改築を対象とする。なお、都市公園事業における防災公園に該当する都市公園については、防災公園の規模を適用する。 ただし、遊戯施設については、これを適用しない。</p>		
助成対象	都道府県, 市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省都市局公園緑地・景観課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課公園緑地係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3680
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業(H21～)		
事業内容	<p>大規模地震に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保等、都市公園における総合的な安全・安心対策事業を緊急かつ計画的に実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を行う。</p> <p>1 対象事業 都市公園法施行令に定める公園施設</p> <p>2 補助内容 施設費:補助基本額の1/2 用地費:補助基本額の1/3</p>		
助成等の要件	<p>1 地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における災害応急対策施設の整備</p> <p>2 地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修</p> <p>3 都市公園における公園施設のバリアフリー化、耐震改修、豪雨対策、防犯性の向上</p> <p>4 事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円×計画年数以上であるもの</p> <p>5 R1～R5までの措置</p>		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省都市局公園緑地・景観課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課公園緑地係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3680
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	社会課題対応型都市公園機能向上促進事業(R4～)		
事業内容	<p>都市公園の整備に当たり、他の公園の参考となる優良な取組を実現するために必要な助成を行う制度について定め、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>1 対象事業 都市公園法第5条に規定する設置管理許可又は管理許可を受けた施設</p> <p>2 補助内容 予算の範囲内において、交付金交付要綱附属第三編第1章イー12-(1)2. I、IVまたはV、イー12-(2)、イー12-(3)、イー12-(4)もしくはイー12-(5)2. IIに規定された基礎額以内とする。</p>		
助成等の要件	<p>1 総則 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号)(以下「交付金交付要綱」という。)附属第二編イー12-(1)2. I、IVまたはV、イー12-(2)、イー12-(3)、イー12-(4)もしくはイー12-(5)2. IIの要件を満たす事業とする。</p> <p>2 補助対象事業の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 交付金交付要綱イー12-(4)については、地方公共団体が実施する都市公園の整備のみを対象とする。</li> <li>二 PFI事業による面積0.25ha以上の都市公園の整備(コンセッション方式でないものは、地方公共団体の負担が当該都市公園の整備に要する費用の積算額に対して1割以上削減されるものに限る)については、交付金交付要綱附属第二編イー12-(1)2. Iの要件に関わらず対象とする。</li> <li>三 多様な主体との連携による社会課題への対応を促進することを目的に、柔軟で質の高い管理運営に資する取組(社会課題対応型都市公園機能向上促進事業計画に施設整備に係る事業とあわせて位置付けられたものに限る)を対象とする。</li> </ul>		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省都市局公園緑地・景観課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課公園緑地係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-268-3680
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	公共下水道施設整備促進事業(H6～)		
事業内容	<p>公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、県費助成制度を創設して、下水道実施市町村の事業を推進するとともに、未着手市町村の早期事業着手を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管渠施設は、国庫補助事業費(事務費除く)×助成率1.5%</li> <li>・処理場は、国庫補助事業費(事務費除く)×助成率3.0%</li> </ul> <p>補正率 財政力指数比1.0未満 市町村毎の財政力指数比  財政力指数比1.0以上1.5未満 1.1  財政力指数比1.5以上 1.2</p>		
助成等の要件	下水道事業に事業着手する市町村 事業着手後10年間交付		
助成対象	市町村		
その他補足			
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課生活排水対策室
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3685
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	公共浄化槽等整備推進事業(H17～)		
事業内容	<p>市町村が設置主体となって特定の地域を単位として浄化槽を整備し、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。 市町村が設置主体となって戸別に浄化槽を特定の地域を単位として整備する事業</p>		
助成等の要件	<p>1 下水道法の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域であって、次のいずれかに該当する地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域であって、環境大臣が適当と認める地域</li> <li>・水質汚濁防止法で指定された地域であって、環境大臣が適当と認める地域</li> <li>・水質汚濁防止法に規定する生活排水対策重点地域であって、環境大臣が適当と認める地域</li> <li>・過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域であって、環境大臣が適当と認める地域</li> <li>・山村振興法に規定する振興山村であって、環境大臣が適当と認める地域</li> <li>・農業振興地域内の整備に関する法律の規定に基づき指定された農業振興地域内の、農業集落排水施設の処理区域周辺地域として環境大臣が適当と認める地域</li> <li>・漁港漁場整備法の規定により指定された漁港の背後の漁業集落及びその周辺地域等であって、環境大臣が適当と認める地域</li> <li>・自然公園法に規定する自然公園地域</li> <li>・有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律に定める有明海及び八代海の流域</li> <li>・浄化槽による汚水処理が経済的・効率的な地域であって、環境大臣が適当と認める地域</li> <li>・既に事業を実施している地域</li> </ul> <p>2 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の規定に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備地域</p>		
助成対象	市町村		
その他補足			
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課生活排水対策室
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3685
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	浄化槽設置整備事業(H1～)		
事業内容	市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。 浄化槽の設置又は改築を行う個人に対して、設置又は改築に要する費用を助成する事業		
助成等の要件	<p>1 下水道法の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域であって、次のいずれかに該当する地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湖沼水質保全特別措置法に規定する地域</li> <li>・ 水質汚濁防止法に規定する生活排水対策重点地域</li> <li>・ 水道水源の流域</li> <li>・ 水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域</li> <li>・ 水質汚濁の著しい都市内中小河川流域</li> <li>・ 自然公園法に規定する自然公園等すぐれた自然環境を有する地域</li> <li>・ その他人口増加の著しい等上記の地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域</li> </ul> <p>2 下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって、いずれかに該当する地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湖沼水質保全特別措置法に規定する地域</li> <li>・ 水質汚濁防止法に規定する生活排水対策重点地域</li> </ul> <p>3 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の規定に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備地域</p>		
助成対象	市町村		
その他補足			
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課生活排水対策室
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3685
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	農業集落排水事業(団体営農業集落排水施設整備事業)(S58～)		
事業内容	<p>I 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持または、農村の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、生活排水処理施設の整備を実践する。 また、処理水・汚泥等の循環利用を目的とした施設の整備又は改築を行う。</p> <p>1 補助対象:処理場・管路施設など 2 補助率(団体営):内地・離島:50% 奄美:60%</p> <p>II 施設計画及び機能保全計画の策定</p> <p>1 事業内容 ①施設計画策定事業 ②機能保全計画策定事業 2 補助率:定額</p> <p>III 1の事業の実施に必要な調査及び計画を策定する。</p> <p>1 事業内容:1の事業に関する調査・計画を行う。 2 補助率 : 内地・離島・奄美 50%</p>		
助成等の要件	<p>I 農業振興地域内にある農業集落で受益戸数20戸以上(離島・奄美にあつては10戸以上)を対象とし、おおむね1,000人程度に相当する規模とする。</p> <p>II 特になし</p> <p>III Iの事業に関する調査・計画</p>		
助成対象	市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	農林水産省農村振興局
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課生活排水対策室
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3685
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	農業集落排水事業(農業集落排水施設整備促進事業)(S58～)		
事業内容	<p>公共用水域の水質保全と農業集落等の生活環境の改善を図るため、農業集落排水施設の整備を行う市町村等を積極的に支援し助成を行う。</p> <p>補助対象 処理場・管路施設など</p> <p>助成内容（団体営） 内地 10%、離島 12.5%、奄美 14.125% 補正率：市町村財政力指数比による</p>		
助成等の要件	農業振興地域内にある農業集落で受益戸数20戸以上（離島・奄美にあっては10戸以上）を対象とし、おおむね1,000人程度に相当する規模とする。		
助成対象	市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課生活排水対策室
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3685
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	住宅市街地基盤整備事業(S53～)		
事業内容	<p>住宅及び宅地の供給を推進する必要がある地域における住宅地事業の推進を図るため、これに関連する国土交通省所管の公共施設の整備に関する事業について、通常の国庫補助事業に加えて別枠で行い、良好な住宅及び宅地の供給及び住宅ストックの改善を促進する。</p> <p>・公共施設 道路、都市公園、下水道、河川、砂防設備等</p> <p>・居住環境基盤施設整備 多目的広場、公開空地、通路、立体遊歩道、人工地盤、防災関連施設、立体駐車場、景観配慮型調整池、植栽・緑地施設、高齢者等歩行支援施設、電線類の地下埋設</p>		
助成等の要件	<p>・対象地域 県庁所在地又は通勤圏内の人口25万人以上の都市の通勤圏、中心市街地、優良田園住宅法により市町村の基本方針で定めた地域、DID地区で低層住宅密集市街地、市街化区域内農地等の介在地域、計画的に開発された住宅団地で良好な居住環境の形成を図る旨が計画等に位置づけられた地区。</p> <p>・団地規模</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地有効活用タイプ 住宅建設事業や宅地開発事業では、100戸以上又は5ha以上</li> <li>2. 居住環境整備タイプ 既存住宅の建て替え等を含め、概ね5年間に100戸又は5ha以上が見込まれ、当面50戸又は2.5ha以上</li> <li>3. 団地再生タイプ 過去に300戸以上又は16ha以上の規模で計画的に開発された住宅団地において、100戸以上の住宅に効果のあるバリアフリー化、社会福祉施設等との一体的整備等により、高齢者・子育て世帯等が安心して暮らせる居住環境の形成を図る団地、又は、100戸以上の住宅に効果のある耐震改修等のストック改善により居住者が安全に暮らせる居住環境の形成を図る団地</li> </ol>		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
集落対策関連		所管団体	国土交通省住宅局住環境整備室
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部建築課住宅政策室住宅企画係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3738
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	